

石川県公報

平成 28 年 4 月 11 日 (月曜日)

号 外

(第 40 号)

目 次

人事委員会 ○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を 改正する規則	1	○県の事務所に係る労働基準法による区分の一部改正	1
--	---	--------------------------	---

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第八号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七十条第二項第三号中「職員」の下に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)」を、「の期間」の下に「(当該第一号特別養子縁組休業の期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である場合を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県人事委員会告示第4号

県の事務所に係る労働基準法による区分（昭和46年石川県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年4月11日

石 川 県 人 事 委 員 会

別表知事の部第12号の項中「(保育所を除く。)」を削り、同部第13号の項中「、保育専門学園附属保育所」を削る。

